

「ジョブカフェくまもと」登録管理システム開発業務委託
募集実施要領

1 業務の目的

公益財団法人 熊本県雇用環境整備協会が開設している「ジョブカフェくまもと」で使用している利用者の登録管理システムを、ユーザーの事前登録等により利用者の利便性を向上させるとともに、安定的運用が行えるシステムに再構築する。

2 業務概要

(1) 業務名称

「ジョブカフェくまもと登録管理システム開発業務委託」

(2) 業務内容

「ジョブカフェくまもと登録管理システム開発業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和3年12月28日まで

(4) 委託見積限度額

1,545千円(税込)

ライセンス料等が必要になる場合は、別途受託者と協議する。

※提示額は提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示額とは必ずしも一致しない。

3 業務スケジュール(予定)

令和3年 7月26日	公募開始
令和3年 8月18日	企画提案書提出期限
令和3年 8月23日	審査会(プレゼンテーション、ヒアリングを含む。)
令和3年 8月中	受託候補者決定、委託契約締結、業務開始
令和3年12月28日	業務完了、実績報告

4 問い合わせ先

公益財団法人 熊本県雇用環境整備協会 担当:井、富田
〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺1丁目4-1
電話096-382-5445 FAX096-382-5447
E-mail info@infowork-kumamoto.jp

5 受託者の要件

- (1) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行できるための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

(4) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 応募の手続き

「ジョブカフェくまもと登録管理システム開発業務委託仕様書」を確認の上、応募すること

(1) 提出書類

① 企画提案書(表紙及びエは別紙様式 1・2、その他は様式自由)

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容(仕様書を満たすシステムの内容に係る提案)

エ 類似業務の実績

オ 上記企画提案したシステムの保守及び維持管理に関する提案

② 参考見積書・経費内訳書(様式自由)

※提出する書類の規格はA4版片面とする。

(2) 提出先

「4 問い合わせ先」に同じ

(3) 提出部数

正本1部と、その写し5部(計6部)

(4) 提出期限

令和3年8月18日(水)午後5時(必着)

※提出方法は持参または郵送とし、期限までに必着すること。

(5) 選考方法

協会職員が次の審査項目に基づき、審査会においてプレゼンテーション・ヒアリングを経て審査・採点し、最高点を得た者を受託候補者として選定する。

審査会は、令和3年8月23日(月)に実施する予定。なお、詳細については、企画提案者に別途通知する。

項目	審査の視点	配点(各人)
内容	・本業務の目的・趣旨を理解するとともに、システムの安定的運用、利用者の利便性向上など仕様書に沿った提案であるか。	20点
業務遂行能力	・業務を円滑に実施するための体制は十分なものとなっているか。	10点
	・過去に類似業務を受託した実績があるか。	10点
経済性等	・提案内容に対して妥当な見積もりとなっているか。	5点
	・将来の保守・維持管理は容易で経済的か。	5点
		計 50点

(6) 参加者が1社の場合には、基準点(30点)を下回らなければ、その1社を合格とする。

(7) 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

7 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、契約金額(消費税込)の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は、保証金の全部または一部の納付を免除する。

8 契約

受託候補者と企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った後、正式な見積り書の提出を求め、予定価格の範囲内であった場合、契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合には、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

9 その他留意事項

(1) 提出書類等に関する事項

① 期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

② 企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。

③ 提出された企画提案書等は、添付書類を含め参加者に返却しないものとする。

④ 提出された企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。

⑤ 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、主催者は提出書類を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取る場合がある。

(2) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しない場合がある。